

鶴岡市食育教室（お魚出前教室等）実施要項

第 1 主旨

鶴岡市を含む庄内浜では約 130 種類の水産物が水揚げされているが、近年、水産物の消費量が減少し「魚離れ」が進行していることを受け、基礎が形成される幼少期より魚を食べる習慣を身に付け、魚食に親しみを持ってもらうことを目的に食育教室を実施します。

第 2 対象者

対象者は、本市に住所を有する個人又は団体とする。ただし、次の（１）～（４）のいずれかに該当するものは対象外とします。

- （１） 営利を目的とする事業
- （２） 当事業の主旨に合致しない内容で実施する事業
- （３） その他本市農山漁村振興課長が不適当とみなす事業
- （４） 参加者が 10 人に満たない事業

第 3 実施内容

実施内容は、原則として庄内浜産水産物を食材に使う食育教室を基本とし、食材となる水産物の特徴や食文化に関する学習を伴うものとします。ただし、天候等やむを得ない事情により、使用する水産物が庄内浜産によりがたい場合は、他産水産物とします。

第 4 経費

食育教室の実施でかかった経費については次のとおりとする。

- （１）講師への謝礼金については、予算の範囲内で市が負担します。
- （２）食材費については、予算の範囲内で全額又は一部を市が負担します。
- （３）上記で市が負担するもののほか、食育教室の実施でかかった経費は申込者が負担となります。

第 5 開催日時

食育教室の開催は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までの間とします。ただし、閉庁日（土、日、祝祭日等）及び夜間等の時間外の開催については個別に検討します。

第 6 開催場所

開催場所は、食育教室に必要な設備のある市内の施設とします。

第 7 申込方法

実施希望日の概ね 1 か月前までに市農山漁村振興課へ電話またはメールで日時等を調整し申込書（様式 1 号）を提出してください。

第 8 留意事項

- （１）食育教室の実施後にアンケート調査を行いますので、回答し提出をしてください。
- （２）食育教室の様子を撮影し、各種広報活動に使用する場合があります。
- （３）個人情報については、食育教室に関する連絡等に使用し、他の目的には使用いたしません。

第 9 その他

この要項に定めるもののほか、食育教室実施に必要な事項は別途定めます。

(様式 1 号)

鶴岡市食育教室（お魚出前教室等）申込書

団体名					
代表者氏名 連絡先	氏名				
	住所				
	T E L		F A X		
開催予定場所					
希望日	第 1 希望日	令和	年	月	日 ()
	第 2 希望日	令和	年	月	日 ()
時間	(開始) 時 分 ~ (終了) 時 分				
参加予定人数	人 (うち 大人 人 / 子ども 人)				
希望する講師					
希望する水産物					
希望する内容					

【 お問い合わせ・申込み先 】

鶴岡市農山漁村振興課 水産班

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25（市役所5階）

TEL 0235-35-0809

F A X 0 2 3 5 - 2 5 - 8 7 6 3

MAIL nousan@city.tsuruoka.yamagata.jp